

19 横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件
(平成21年(ゲ)第13号事件)

(1) 事件の概要

平成21年11月16日、神奈川県横浜市の住民1人から、飲食店と国(代表者国土交通大臣)を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている、圧迫感などの身体的及び精神的な健康被害は、被申請人が経営する飲食店に設置されている大型換気扇等から発生する低周波音と、被申請人国が管理している道路を自動車が走行する際に発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成22年7月8日、低周波音等と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査、騒音測定・分析調査を実施するなど、手続を進めている。